

「土木請負工事における現場環境改善費の 積算」の手引き

令和 8 年 1 0 月版

はじめに

現場環境改善費とは、周辺住民の**生活環境への配慮**及び一般住民への**建設事業の広報活動**、現場労働者の**作業環境の改善**を行うために要する費用を計上するもので、R8.10の改定において「**原則、すべての屋外工事**」を対象とした。

特に、**避暑・避寒対策**としては、R7.10から熱中症対策にかかる費用を**設計変更により積み上げ**可能とし、さらにR8.10から**熱中症対策への充当を強化**するものである。

本手引きは、建設業の担い手確保・作業環境の改善を推進するため、「**土木請負工事における現場環境改善費の積算（Ⅰ-9-①-1~）**」（以下、「基準」と言う。）の内容をわかりやすく説明するとともに、協議に当たっての発注者の考え方を示したものである。

現場環境改善費の改定 (R8.10改定)

- 国土交通省直轄工事の積算では、避暑（熱中症）対策等について、従来、下記の費用を計上。
 - ・共通仮設費：ミストファン、日除けテント等の設備対応
 - ・現場管理費：経口保水液、空調服等の労務管理にかかる費用（真夏日の日数に応じて補正）
- 令和8年度からは、より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化（率分の100%を上限に積み上げ）。

【猛暑対策サポートパッケージ関連】

<共通仮設費（現場環境改善費）>

令和6年度まで		令和7年度		令和8年度～	
率計上費目	実施する内容（率計上分）	率計上費目	実施する内容（率計上分）	率計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他	仮設備関係	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他	仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 他
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他	営繕関係	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他	営繕関係	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の充実 他
安全関係	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 3. 避暑(熱中症対策)・避寒対策	安全関係	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費	安全関係	1. 工事標識・照明等 安全施設の充実 2. 盗難防止対策 他
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他	地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他	地域連携	1. 広報活動等 2. 見学会・イベント等の開催 他
※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）		※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）		※計上費目4項目から 4つ 選択	
		+		+	
		積み上げ計上費目（精算時の設計変更対象）		積み上げ計上費目（精算時の設計変更対象）	
		・避暑（熱中症対策）・避寒対策 主に現場の施設や設備に対する避暑（熱中症対策）・避寒対策に関する費用について、対策の妥当性を確認の上、設計変更。（率分で計上される現場環境改善費の 50% を上限。）		・避暑（熱中症対策）・避寒対策 主に現場の施設や設備に対する避暑（熱中症対策）・避寒対策に関する費用について、対策の妥当性を確認の上、設計変更。（率分で計上される現場環境改善費の 100% を上限。）	

実施内容を絞り込み・見直し
避暑・避寒対策への充当強化

目次

1	適用の範囲	4
2	現場環境改善費（率）	5
2-1	計上費目及び実施する内容	6
	（参考）各内容に対する取組みの例	7
2-2	組み合わせ等の変更	9
	（参考）組み合わせの変更例	10
2-3	実施フロー	11
2-4	特記仕様書記載例	12
3	熱中症対策・防寒対策（積上げ）	13
3-1	費用の計上（積上げ）	14
3-2	熱中症対策の実施事例	16
3-3	実施フロー	17
3-4	共通特記仕様書記載事項	18
4	留意事項	19
	（参考）現場環境改善費（率）の計上における重複の考え方	20
	（参考）熱中症対策に資する「現場管理費の補正」の実施例	21
	（参考）熱中症対策における「現場環境改善費」と「現場管理費」の比較	22

1 適用の範囲

【基準】 (1-9-①-1 2. 適用の範囲)

2. 適用の範囲

周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、**原則、すべての屋外工事を対象とする。**ただし、工事内容により**実施が困難なもの**及び効果が**期待出来ないもの**については、**対象外**とすることが出来る。

【解説】

現場環境改善費のうち、当初から見込む率分での計上の対象外となる工事は、以下のような工事を想定している。

- ・ 実施が困難な工事
(緊急復旧工事 等)
- ・ 効果が期待できない工事
(現場事務所を設置しない工事、現場施工が1週間未満の工事 等)

ただし、工事内容により、当初計上の対象外とした工事であっても、**熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、設計変更により積み上げ計上することができる。**

また、委託業務（**除草業務**等）においても熱中症対策が必要となることから、「土木工事標準積算基準書」を用いて積算を行っている業務は**現場環境改善費を計上できる**ものとし、受注者からの協議に応じて設計変更が可能。

2 現場環境改善費（率）

2－1 計上費目及び実施する内容

【基準】 (Ⅰ-9-①-1 3. 積算方法)

□. 率に計上されるものは、別表－1の内容のうち原則として**各計上費目**（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）**ごとに1内容ずつの合計4つの内容**を基本とした費用である。

【解説】

発注者は、原則として別表－1から各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの**合計4つ**の内容を選定し、**特記仕様書に記載**するものとする。

[別表－1] 計上費目及び実施する内容

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	1.昇降設備の充実， 2.環境対策の充実， 3.ICT 設備の充実， 4.作業負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）， 2.労働者宿舍の充実， 3.現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む）， 4.衛生設備・厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	1.工事標識・照明等安全施設の充実， 2.盗難防止対策， 3.健康関連施設の充実， 4.野生生物・害虫対策等
地域連携	1.広報活動等（完成予想図，パンフレット，工法説明，PR 看板等）， 2.見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）， 3.社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）， 4.現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

（参考）各内容に対する取組みの例（1）

※以下に掲載がなくても、効果が期待できる内容は認めてよい

計上費目	実施する内容（率計上分）	取組みの例
現場環境改善 （仮設備関係）	1. 昇降設備の充実	・ ステップ階段を設置
	2. 環境対策の充実	・ 太陽光発電の使用 ・ 騒音対策のため防音パネルを設置
	3. ICT設備の充実	・ 現場確認用ウェブカメラの設置
	4. 作業負荷の低減	・ 電動運搬車の導入
現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化	・ 女性用更衣室の設置 ・ 冷蔵庫、湯沸かし器、ウォーターサーバーの設置 ・ 冷暖房の設置 ※1 ・ 快適トイレの設置 ※2 ・ 土足厳禁のカーペット、畳スペースの設置
	2. 労働者宿舍の充実	・ 個人ロッカー付更衣室の設置
	3. 現場休憩所の充実	「1. 現場事務所の快適化」と同様
	4. 衛生設備・厚生施設の充実等	・ 加湿器や空気清浄機の設置

※1 熱中症対策の積上げでも計上可能

※2 快適トイレの設置に関する実施要領の対象工事で、費用が積算上限額を超えない場合は実施内容として認めない

(参考) 各内容に対する取組みの例 (2)

※以下に掲載がなくても、効果が期待できる内容は認めてよい

計上費目	実施する内容（率計上分）	取組みの例
現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全設備の充実	・電光式標識の設置 ・キャラクターバリケードの設置
	2. 盗難防止対策	・建設機械に接触警報システムを取付 ・盗難防止の対人センサーライト、警報機の設置 ・監視カメラの設置
	3. 健康関連施設の充実	・ミストシャワーの設置
	4. 野生動物・害虫対策等	・野生動物用の侵入防止柵
地域連携	1. 広報活動等	・完成予想図を現場に掲示 ・工法説明図を現場に掲示 ・工事パンフレットの配布
	2. 見学会・イベント等の開催	・工事見学会の開催 ・見学所の設置及び管理運営
	3. 社会貢献・地域対策費等	・地域の清掃活動や防犯パトロールへの参加 ・現場周辺の定期的な清掃、草刈の実施 ・地域行事等の経費
	4. 現場景観向上	・デザイン看板の設置

「事故・体調悪化の防止」
「健康的に働ける環境づくり」

2-2 組み合わせ等の変更

【基準】 (1-9-①-1 3. 積算方法)

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により**組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。**

【解説】

実施費目数については、原則として各計上費目ごとに1内容ずつとしているが、必要に応じて数を減らしてもよい。

(例：仮設備関係は実施しない等)

一方、実施内容の数については、基準上、変更を可能とする記載がないため、実施する内容は**合計4つ**とする。

また、1つの実施内容に対して複数の取組みを実施した場合においても、実施内容としては「1つ」として数えるものとする。

上記の考え方は、受注者から内容の変更を協議する場合においても同様とする。

(参考) 組み合わせの変更例

組み合わせを変更する際は、「実施する内容」の数が4つとなるようにすること

【○ 変更できる例①】

計上費目	実施する内容	実施した取組み
現場環境改善 (営繕関係)	①現場事務所の快適化	→ 冷暖房の設置
現場環境改善 (安全関係)	②盗難防止対策	→ 監視カメラの設置
地域連携	③広報活動等	→ 週間工程表の掲示
	④見学会等の開催	→ 工事見学会の開催

「計上費目」が3つ、
「実施する内容」が4つあればよい

【○ 変更できる例②】

計上費目	実施する内容	実施した取組み
現場環境改善 (営繕関係)	①現場事務所の快適化	→ 冷暖房の設置
	②労働者宿舍の充実	→ 個人ロッカーの設置
	③現場休憩所の快適化	→ 遮光ネットの設置
	④施設衛生設備・厚生 施設の充実等	→ 加湿器及び空気清浄機 の設置

「計上費目」が1つ、
「実施する内容」が4つ

【× 変更できない例①】

計上費目	実施する内容	実施した取組み
現場環境改善 (仮設備関係)	①環境対策の充実	→ 防音パネルを設置
現場環境改善 (営繕関係)	②現場事務所の快適化	→ 冷暖房の設置
現場環境改善 (安全関係)	③盗難防止対策	→ 監視カメラの設置

「実施する内容」が3つ（4つを満足しない）

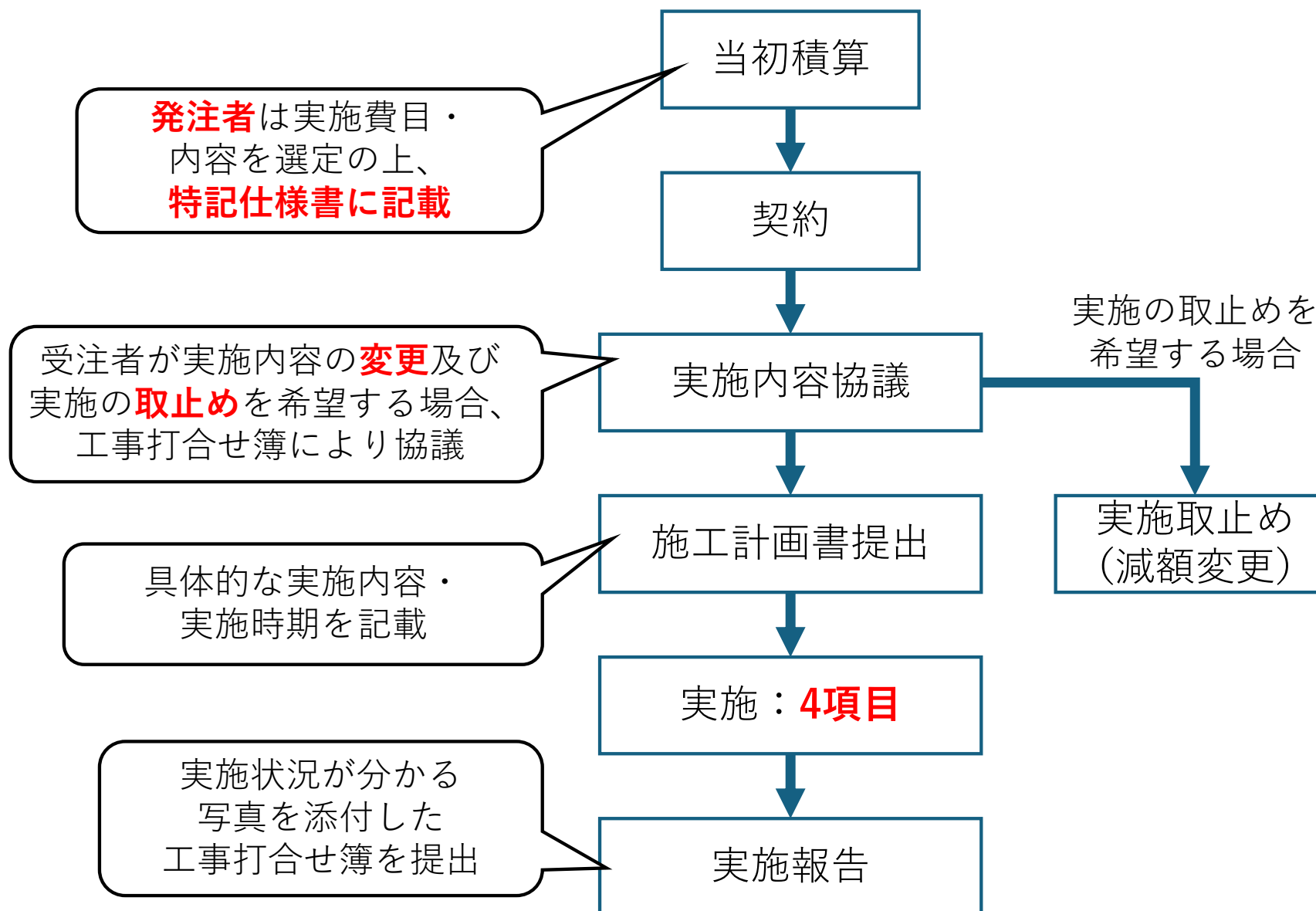
【× 変更できない例②】

計上費目	実施する内容	実施した取組み
現場環境改善 (営繕関係)	①現場事務所の快適化	→ 冷暖房の設置 → 冷蔵庫の設置 → ウォーターサーバーの設置 → 製氷機の設置

「計上費目」が1つ、
「実施する内容」が1つ
(「実施した取組み」の数では判断しない)

2-3 実施フロー

※当初積算で計上



2－4 特記仕様書記載例

第〇条 工事現場の現場環境改善

- 1 現場環境改善として実施する内容は下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合は、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
〇〇を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
〇〇を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
〇〇を実施するものとする。
 - (4) 地域連携
〇〇を実施するものとする。
- 2 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

なお、実施内容の変更を希望する場合は、協議のうえ、設計変更により実施する内容を変更できるものとする。また、実施を希望しない場合は、協議のうえ、設計変更により現場環境改善費の計上を取り止めることができる。
- 3 現場環境改善費に計上した内容に関する工事成績評価の加点は行わないものとする。なお、計上した内容以外の現場環境改善に資する取組については、工事成績評価の加点対象とする。

※ 〇〇には基準の別表－1の内容を記載する。（合計で4つの内容を記載すること）

3 熱中症対策・防寒対策（積上げ）

3-1 費用の計上（積上げ）

【基準】 (1-9-①-2 (2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について)

主に**現場の施設や設備**に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、**積み上げ計上を行う**ものとする。なお、積み上げ計上は、**現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がない**ことを確認し、**(1) イ. の算出式により算出される現場環境改善費の100%**を上限とする。

【解説】

熱中症対策・防寒対策の費用について、**受注者からの協議に基づき、設計変更を実施**できるものである。

作業員個人の費用については、「熱中症対策に資する現場管理費の補正（※）」の**計上の有無に関わらず**現場管理費に含まれるため、現場環境改善費では計上できない。

積み上げ金額の協議にあたっては、以下に留意すること。

ア 継続的に使用できるものは、当該工事にて購入した場合も**当該工事に付随する費用のみ**を計上の対象とする（例：エアコンを購入・現場事務所へ設置した場合、対象は「設置撤去費及び当該工事期間での損耗費」のみ）

イ 別途計上しているものは、費用計上の対象としない。ただし、グレードアップする場合は、**通常品との差額**を費用計上の対象とする。

※ 「熱中症対策に資する現場管理費の補正」についてはP21参照

3－1 費用の計上（積上げ）

【基準】 （1-9-①-2 （2）熱中症対策・防寒対策に関する費用について）

なお、工事内容により率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積み上げ計上することができるものとする。

【解説】

当初設計で**現場環境改善費（率）**を計上していない場合でも、熱中症対策・防寒対策に関する費用は**設計変更により計上できる**。

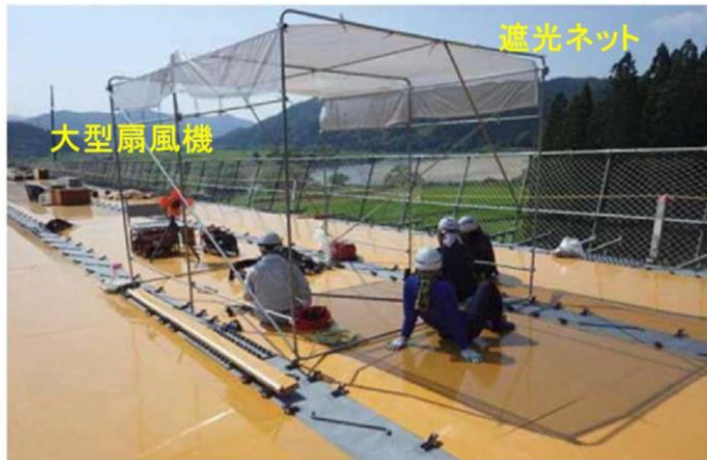
なお、その際の上限は「**仮に現場環境改善費（率）を計上した場合の100%**」とする。

※令和8年10月の改定により、上限を率計上の50%から**100%**に改定

※**除草等の委託業務**は、効果が期待できない工事（現場事務所を設置しない工事等）に該当すると見込まれるが、熱中症対策・防寒対策については**受注者からの協議に応じて設計変更が可能**

3 - 2 熱中症対策の実施事例

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置



作業員休息所から離れている箇所に休息車を配置
(車内にクーラーや温冷庫を設置)



現場休憩所に日除けテント・ミストファン設置



給水器

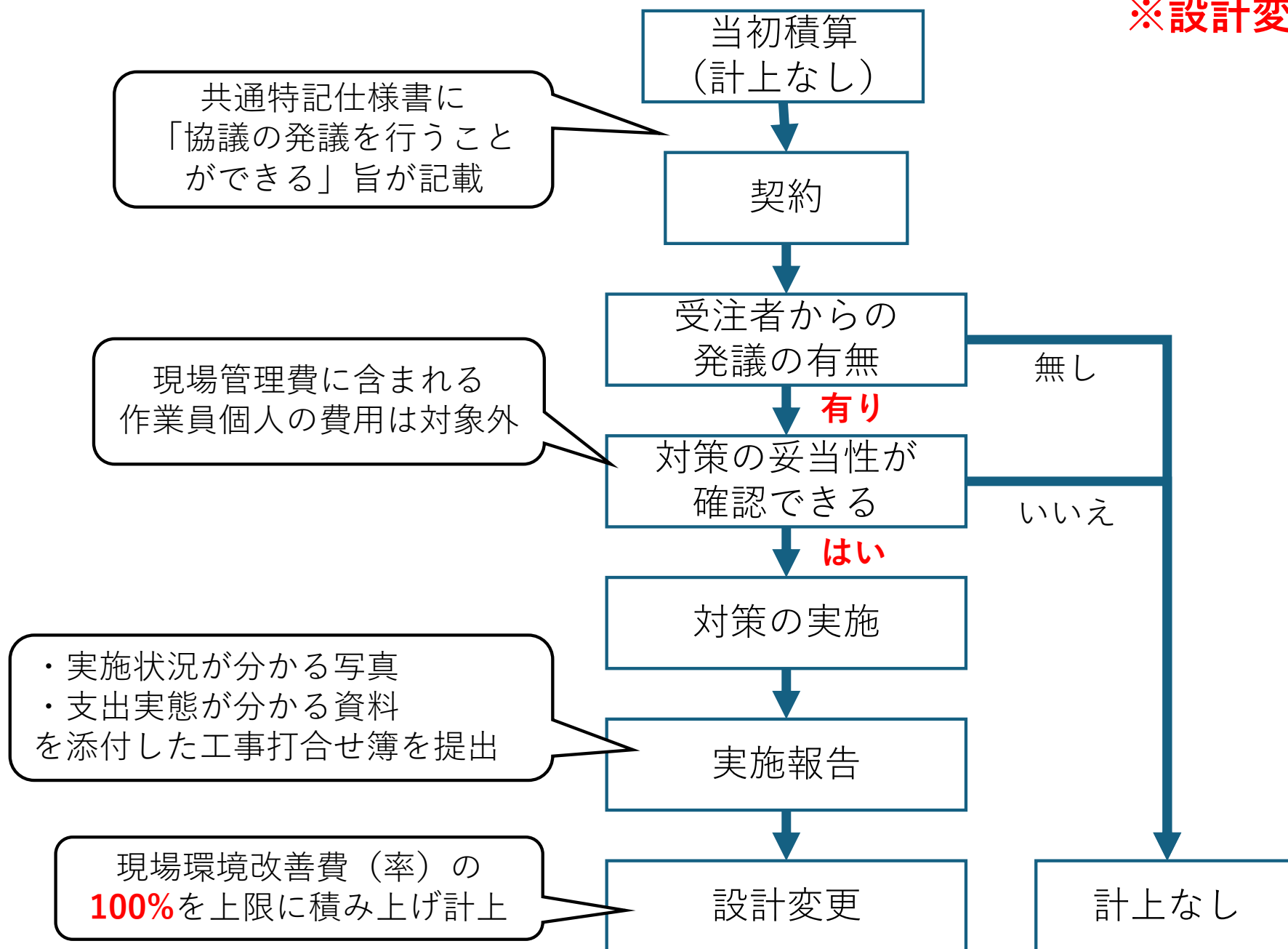


製氷機



3-3 実施フロー

※設計変更で計上



3－4 共通特記仕様書記載事項

第1－10条 熱中症対策・防寒対策に係る現場環境改善

受注者は、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策を実施する場合、現場環境改善費の計上について協議の発議を行うことができる。

【掲載ページ】

「土木工事共通特記仕様書」（千葉県HP）

<https://stg3.pbl.pref.chiba.lg.jp/gikan/koukyoujigyou/shiyousho/kyoutuutokki.html>

※ 除草業務等、**共通特記仕様書を適用しない業務**については、
同様の内容を**特記仕様書に記載すること**

4 留意事項

(1) 実施内容

効果が期待できない内容（第三者がいない工事現場でのP R看板の設置など）
又は当該工事との**直接の関係がない内容**（エアコンの購入のみで現場事務所へは設置しない場合など）については、**実施内容として認めない**。

(2) 工事成績

現場環境改善費に計上した内容として報告のあった取組みについては、創意工夫における**工事成績評定の加点は行わない**。なお、報告のあった内容以外の現場環境改善に資する取組については、工事成績評定の加点対象とする。

(3) 相談窓口

千葉県 技術管理課 技術情報班 TEL：043-223-3503

※発注済み案件に関する相談は発注者（監督職員）から問合せをお願いします

(参考) 現場環境改善費 (率) の計上における重複の考え方

他の基準等で費用を計上できることとなっている内容についても、
重複とならなければ、現場環境改善費 (率) の実施内容として扱えます

(1) 熱中症対策に関する現場環境改善

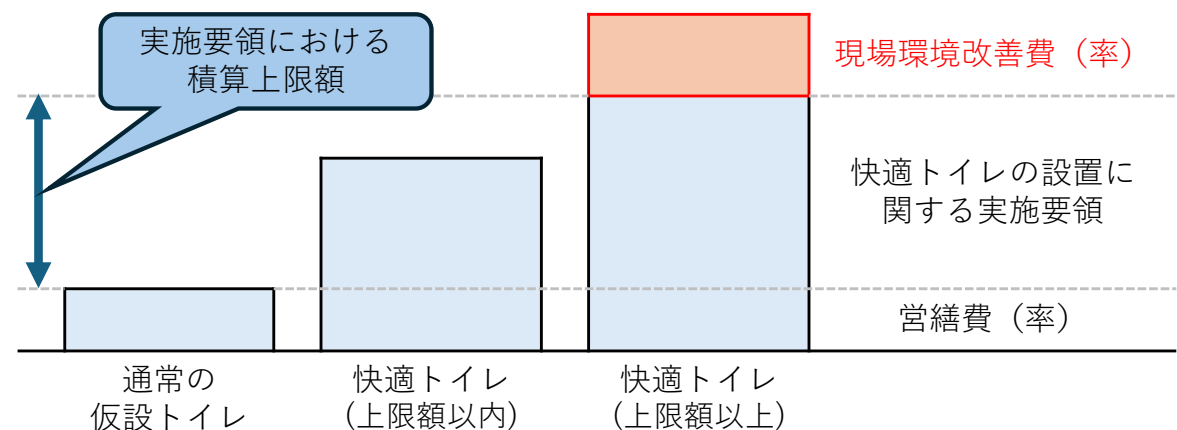
「現場事務所への冷暖房の設置」は以下のどちらでも計上可能

- ・現場環境改善費 (率) における「**現場事務所の快適化**」 ※率計上
- ・現場環境改善費の「**熱中症対策・防寒対策**」 ※積上げ

例えば、冷暖房の設置を「**現場事務所の快適化**」、遮光ネットを「**熱中症対策・防寒対策**」
として計上できる

(2) 快適トイレの設置

「快適トイレの設置に関する
実施要領」の対象外の場合や、
要領の積算上限額を超える場合は、
工事打合せ簿で協議を行うことで、
現場環境改善費 (率) で計上可能



(参考) 熱中症対策に資する「現場管理費の補正」

- ・ 現場環境改善費以外の熱中症対策に関する費用計上として、工事期間中の真夏日の発生状況に応じて、**現場管理費**の割増の協議が可能。（対策の有無は問わない）
- ・ 作業員個人への対策費（例：塩飴、空調服等）

1 塩飴 塩分補給で熱中症を予防  塩飴や塩分タブレットを常備・配布します。	2 経口補水液 水分と電解質を効率よく補給  経口補水液やスポーツドリンクを常備・支給します。	3 空調服 ファンの力で体を涼しく快適に  空調服（ファン付き作業服）を着用し、体温の上昇を抑えます。	4 冷却ベスト 保冷剤で体幹を冷やし、体温の上昇を抑える  保冷剤入りベストで、体の中心を効果的に冷却します。
5 ネッククーラー 首元を冷やして効率よくクールダウン  ネッククーラーや冷却リングで、首元を冷やします。	6 熱中症対策キット 緊急時に備えた応急処置用品を常備  キットの例 ・ 経口補水液 ・ 保冷剤 ・ 冷却シート ・ 体温計 ・ 救急用品など もしもの時にすぐ対応できるよう、対策キットを配置します。	7 冷感スプレー 一時的に体表温度を下げ、リフレッシュ  休憩時などに冷感スプレーで体をクールダウン。	8 ウェアラブル熱中症センサー 体の状態を見える化し、異常の早期発見に役立てる  ウェアラブル機器で体調をモニタリングし、熱中症のリスクを早期にキャッチ。

(参考) 熱中症対策における「現場環境改善費」と「現場管理費」の比較

① 現場環境改善費（熱中症対策）

現場労働者の作業環境の改善を行う費用で、現場ごとに必要な対策に使います。

対象となる主な費用の例（環境を改善する費用）

- ・ 大型扇風機
- ・ 日除けテント
- ・ ミストファン
- ・ 給水器・製氷機 など



ポイント

作業する人が快適に働けるように、現場の「環境」を直接改善する費用

② 熱中症対策に資する現場管理費の補正

工事全体を安全に進めるための“管理”の費用として、熱中症対策にかかる費用を**工事価格に上乗せ**できます。

対象となる主な費用の例（管理に関する費用）

- ・ 塩飴、経口補水液
- ・ 空調服、冷却ベスト
- ・ 熱中症対策キット
- ・ 冷感スプレー など



ポイント

工事を円滑・安全に進めるための「管理」に必要な費用を幅広くカバー

	現場環境改善費（熱中症対策）	熱中症対策に資する現場管理費の補正
使い道	現場の施設・設備にかかる対策	作業員個人にかかる対策
補正方法	必要な設備の費用を見積り等により積上げで計上	真夏日率に応じて、現場管理費率を補正
イメージ	現場に設置し、複数の作業員が共有する設備	作業員が飲む、消費する等個人単位で使用するもの